

神奈川県環境農政局工事系委託業務に係る総合評価方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県環境農政局が発注する工事系委託業務において、地方自治法施行令第167条の10の2並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律第24条第1項の規定に基づき、業務の品質確保を目的として価格と入札参加者の技術的能力を併せて評価して落札者を決定する「総合評価方式」による入札の執行にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 設計金額（税込み）が150万円以上の業務のうち、発注所属長（以下「所属長」という。）が、適当であると認めた業務を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 技術資料：価格以外の技術的要素を評価するために入札参加者に提出を求める資料で、別に定める「神奈川県環境農政局における総合評価方式に関する運用ガイドライン〔工事系委託業務編〕（以下「ガイドライン」という。）」に規定する「自己評価点申請書」のほか、提出様式及び添付資料を指す。
- (2) 評価値：落札候補者を決定するために算出する値をいい、技術評価点を入札価格（税抜き）で除して得た値に100万を乗じた値とする。
- (3) 技術評価点：標準点と評価点計の合計をいう。
- (4) 標準点：技術資料の審査で失格とならない者に付与される点をいい、100点とする。
- (5) 評価点：「ガイドライン」に定める評価項目ごとに評価基準に基づき付与される点をいう。
- (6) 品質確保保証価格：予定価格（税抜き）に品質確保保証価格率（%）を乗じて得た金額（但し、1円未満は切捨てる。）をいう。
- (7) 品質確保保証価格率（%）：最低制限価格率（%）と同じ率をいい、業務に応じて定められた率とする。
- (8) 失格基準価格：品質確保保証価格（税抜き）に95%を乗じて得た金額（但し、1円未満は切捨てる。）をいい、この金額未満の入札をした者は失格とする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 所属長は、「総合評価方式」による入札の執行にあたって、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに同施行規則第12条の4の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするとき、又は落札候補者を決定しようとするとき（当該落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合に限る。）は、2人以上の学識経験者の意見を聴取しなければならない。

2 所属長は、技術資料を評価しようとするときは、必要に応じて2人以上の学識経験者の意見を聴取することができる。

(技術資料の提出)

第5条 所属長は、「ガイドライン」に基づき、入札参加者に対し、技術資料の提出を求めることとする。

2 所属長は、提出された技術資料の審査にあたって、必要に応じて当該入札参加者に対し、ヒアリングを実施できるものとする。

(評価値の算出及び落札候補者の決定)

第6条 所属長は、提出された技術資料について「ガイドライン」に基づき評価を行い、予定価格以下失格基準価格以上で入札した者の評価値を算出する。

2 評価値の算出において、入札価格が品質確保保証価格未満の入札者に対しては、入札価格を品質確保保証価格に置き換えて算出する。

3 評価値の最も高い者を落札候補者に決定するが、その者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額(但し、1円未満は切捨てる。)未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、第7条に規定する契約内容の履行に関する調査を行う。

4 評価値の最も高い者が複数となった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

5 品質確保保証価格は評価値算出上の価格であって、契約金額とするものではない。

(契約金額は、その者の入札価格(入札書に記載された金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。)

(契約内容の履行に関する調査)

第7条 前条第1項、第2項、第4項及び第4条第1項の規定により決定した評価値の最も高い者の入札価格が、品質確保保証価格に99%を乗じて得た金額(但し、1円未満は切捨てる。)未満から失格基準価格以上の範囲にある場合は、その入札を行った者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かに関する調査を実施し、調査の結果、契約内容に適合した履行がされると認められたときは、落札候補者とする。

2 前項の調査は、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを具体的に判断するため、所属長は、その入札を行った者に次の各号の資料提出を求め、事情聴取のほか、提出資料の記載内容について調査を行うものとする。但し、様式-2は、現場作業の無い内業のみの業務は不要とする等、業務の内容を踏まえ所属長が必要と判断した場合にのみ求めるものとする。

(1) 当該入札価格で履行可能な理由(様式-1)

(2) 安全衛生管理の体制に関する事項(点検計画)(様式-2)

(3) その他必要に応じて所属長が定める事項

3 前項の資料提出に代えて「契約内容の履行に関する調査資料等の提出に代わる申出書(様式-3)」を提出した場合は、その者の入札は無効とする。

4 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められない場合は、次に評価値の高い者について、第6条及び前3項の規定により落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

第8条 所属長は、第6条及び第4条第1項の規定により決定した落札候補者について、競争参加資格要件を満たしていること及び提出された内訳書の内容に不備が無いことを確認できれば、落札者に決定する。

2 前項の確認の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、その者の入札を無効とし、次に評価値の高い者を落札候補者とし、前項の確認を行う。

(技術資料の作成費用)

第9条 技術資料の作成及び提出に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の方法)

第10条 この要領に基づく「総合評価方式」による入札の執行をする場合は、電子入札システムによる条件付き一般競争入札で執行するものとする。なお、技術資料については、当面は、電子入札システムによらず、持参又は送付により提出を求めることとする。

(その他)

第11条 この要領に定める事項のほか、総合評価方式の実施に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

本要領は、令和3年4月20日から適用する。

附 則

本要領は、令和5年5月1日から適用する。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から適用する。